

資料2_2(回答案2_該当あり Ver.)

令和6年9月●日

三重県知事 一見勝之様

三重県公文書等管理審査会
委員長 原 田 大 樹

令和6年度の廃棄予定の公文書ファイル等について
(回答)

令和6年7月31日付け総務第03-14号で依頼のありましたこのことについて、「令和6年度廃棄予定公文書ファイル等一覧」に掲げる公文書ファイル等は、以下のものを除き、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第2条第3項の歴史公文書等に該当しないものと考えます。

① ●●部●●課所管の「●●」（●●部 No●-●）については、
●●から、
歴史公文書等に該当するものと考えます。

②

【ご審議いただいた結果に従います。】